

「多数支払いにおける割引」について

1 基本的な考え方

現在、多数支払いにおける割引として、複数支払いに対する負担軽減等を目的とした「事業所割引」と、受信料の収納コストの還元等を目的とした「多数一括割引」があり、これらの割引は併用できないこととなっています。

同一支払者における負担軽減等を目的として、設定趣旨の異なるこれらの割引の併用を可能とすることとしたいと考えています。

あわせて、視聴者にとって分かりやすい簡素な受信料体系とすること等を目的として、「多数一括割引」における割引額を変更したいと考えています。

なお、本施策は、NHK経営計画（2018-2020年度）における受信料の負担軽減策として実施するものです。

2 概要

（1）実施内容（別紙参照）

同一敷地内に設置した受信機すべてに必要な受信契約を締結し、一括して受信料をお支払いいただく場合に2契約目以降半額となる「事業所割引」と、衛星契約が10件以上の場合に割引となる「多数一括割引」の併用を可能とします。

あわせて、「多数一括割引」の割引額について、現行、衛星契約数が10件以上50件未満の場合は1件あたり月額200円、50件以上100件未満の場合は月額230円、100件以上の場合は月額300円となっているものを一律月額300円に拡大します。

① 対象

「事業所割引」が適用されている受信契約も含め、10件以上の衛星契約を1の受信契約者として、同一支払期間・同一支払方法（「クレジットカード等継続払」を除く）により一括してお支払いいただく受信契約者が対象となります。

② 適用方法

「事業所割引」が適用されている受信契約も含め、既に10件以上の衛星契約を1の受信契約者として一括してお支払いいただいている場合は、自動的に「多数一括割引」を適用します。

施設ごとに受信契約を締結されている場合等で、10件以上の衛星契約となる受信契約を取りまとめ、新たに1の受信契約者として一括してお支払いを希望される場合に限り、受信契約者からの申請に基づき、「多数一括割引」を適用します。（現行の手続きと変更はありません。）

③ その他

「事業所割引」と同様、現在は「家族割引」と「多数一括割引」は併用できないこととなっていますが、今回、「家族割引」が適用されている受信契約についても、衛星契約が10件以上の場合、割引の併用を可能とします。

④ 周知

以上の実施内容や具体的な手続き等につきましては、日本放送協会放送受信規約等に定めただうえで、NHKのホームページで公開するなど、十分な周知を図ります。

(2) 影 響

① 受信料収入

多数支払いにおける割引および多数一括割引額の拡大に伴う受信料収入の減は、年間約35.1億円(2019年度)を見込んでいます。

② 受信契約件数

多数支払いにおける割引により、現在の契約者のうち、新たに多数一括割引が適用される件数は約107万件(2019年度)と見込んでいます。

(3) 実施時期

2019年4月1日を予定しています。

「多数支払いにおける割引」

- ◆ 2契約目以降半額となる「事業所割引」と、衛星契約が10件以上の場合に割引となる「多数一括割引」の併用を可能とします。
- ◆ あわせて、「多数一括割引」の割引額を一律月額300円に拡大します。

実施イメージ

